

議案第68号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

都市計画法第34条第12号の区域指定の基準に関する規定等を見直すため、都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想」を「法第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針」に改める。

第7条中「第1種特定工作物の周辺」を「第一種特定工作物の周辺」に、「第1種特定工作物の新設として」を「第一種特定工作物の新設として」に改め、同条ただし書中「又は用途の変更」を「若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設」に改め、同条第1号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改め、同条第2号中「前条第1項第2号」を「前条第2号」に、「第1種特定工作物」を「第一種特定工作物」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。